

# やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信  
No. 18 (98. 6. 10)

事務局 TEL 0584-78-4119  
大垣市本町2-27 FAX 0584-82-4119

## 水資公団、土地収用法による事業認定を申請

本郷・共有林の地権者150人のうち、現在公団が持ち分未取得なのは7人。6月10日、徳山ダム建設の事業者である水資源開発公団と電源開発株式会社は、土地収用法に基づく事業認定申請を、建設大臣に行った。徳山ダムは利水・治水両面で不必要な施設であることがますます明白になっている。こうした時期に、「お上」の意志に地権者を従わせるなど、時代錯誤も甚だしい。こうした強権的手段を発動しようとする公団の姿勢（背後にある岐阜県及び建設省の姿勢）に強い怒りを覚える。

徹底的な情報公開の下、地域住民と地権者の意思を尊重して慎重に行っていく、地権者や住民の望まないものは事業途中でも止める、こうした「公共事業」の新しい常識に向かって、強制収用を許さない世論を作り上げて行きたい。

## 深まる疑問 岐阜県の徳山ダム関連支出

6月3日、岐阜県庁で、徳山ダムと岩屋ダムの利水分の県負担の支出状況を尋ねた。ダム建設費のうち「治水分」は建設中から一般会計で支払うのは「普通」。利水分のうち都市用水（水道水、工業用水）は支払期間、支払い開始期など「内閣総理大臣及び主務大臣が定める」ので、「個々の事情による」そうだ。

さて岐阜県では、1976年に事業化されてから、別表のように支払ってきた。「徳山ダム工業用水水源費負担金」として一般会計から支払い続けているのは地方財政法6条（一般会計から特別会計＝企業会計に繰り入れることの原則禁止）違反ではないか、との質問には「建設途中だから」。「後で企業会計で精算できるのか？」答え無し。「76年から払い始めた理由は？」「大蔵省の指導。」「どこの部局のどういう指導か？」「よく分からない」。「岩屋ダム建設費償還金」を一般会計から支払っているのは、上記地財法違反ではないか、という質問には「需要がないから企業会計に乗らない。これが地財法6条の“特別な事情”に当たる」。高度成長期・バブル期の二〇年間必要なかった水が、今後は「岩屋ダム分も徳山ダム分も必要になる」というのは理解不能。不明な点だらけなので、再度質問に答えてもらう約束をした。

	徳山ダム		岩屋ダム
	治水分	工業用水分*	建設費償還*
1992年までの支払い計	10,228,958	1976年支払い開始 5,777,969	1978年支払い開始 909,452
1993年	891,462	433,415	60,716
1994年	679,207	522,699	60,716
1995年	928,800	565,794	60,716
1996年	938,408	571,434	60,716
1997年	936,721	571,434	60,716
合計	14,603,556	8,442,745	1,213,032

単位：千円 \*支出名目「徳山ダム工業用水道水源費負担金」「岩屋ダム建設費償還金」

## 初夏の日 徳山村・門入訪問

もう真夏かと思わせるような強い日射しの5月31日、主に大垣、岐阜から三十余人の参加者を得て、徳山村最奥部の門入でバーベキューの一日を楽しみました。

水遊びをした人…澄んだ流れの中に、たくさんの魚が泳いでいます…、昼寝を楽しんだ人…草の柔らかさと太陽の暖かさ…。壊したくない自然を満喫しました。

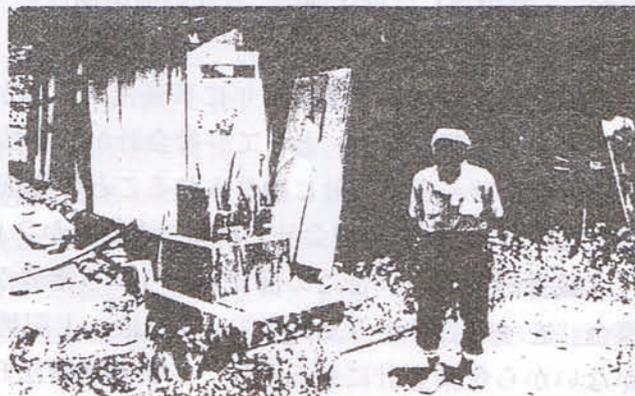
今も門入に暮らす H さん（80歳）ご夫妻にもご一緒して頂きました。（水資公団は、門入に住む H さんに「家を壊して立ち退け」と訴訟を起こしています。H さんは「門入は非水没地。契約時には、先祖からの山林を管理し続けたいという希望を認める、立ち退かなくても良いとはっきり言ったではないか」と反論しています。）

一番近いお店でも、軽く片道30kmはあります。門入を訪れる前は、車を持たないHさん夫妻は、どうやって暮らしてみえるのだろうと「心配」でした。でも現地に行ってみると、Hさんはとてもはつらつとしてお元気です。「ここに暮らしていればモノは要らない。それに、ここに居れば車に乗せてくれる友達は大勢できる。不便なことはない」とおっしゃいます。

今、ようやく、都市住民にも、大量生産・大量消費の都市優先社会が、私たちと子孫達のためにならないことが、分かってきました。「便利」な都市に住む人間にも「不便」な山奥に住み続ける人の気持ちの一端が、少しずつ理解できるようになりつつあります。都市住民と山村の住民が本当に手を取り合って、真の意味での豊かな暮らしを、取り戻していきたいものです。



①



②



③

④



## 日本政府・企業が先住民の生きる権利を奪う！

### サロンケダム建設はNO！一丸紅（株）に中止要請をー

フィリピン・ルソン島北部のコルディリエラ地方のアグノ川にはすでに幾つものダムができています。さらに、「サンロケ・ダム」が計画され、先住民族・イバロイ族の生活が脅かされています。この計画は日本の資本（丸紅、関西電力、日本輸出入銀行、東京三菱銀行）と海外経済協力基金（OECD）が押し進めるものです。現地からの緊急の支援要請が来ています。「何か少しでもできること」を、お願いします。

抗議・要請先：丸紅株式会社（東京都千代田区大手町1-4-2 TEL03-3282-2111）  
[詳しいことが分からなくて済みません。「フィリピンのこどもたちの未来のための運動」（京都府久世郡久御山町佐山双栗37-1 国際交流センター内 TEL0774-43-8734）からの「ダム等に関心を寄せる皆様へ」という緊急要請が回っています]

### 「技術と人間」の連載をよろしく お詫びと訂正

月刊「技術と人間」の連載「徳山ダム問題を考える」6月号掲載分は筆者の都合で取りやめとなりました。お詫びして訂正します。7月号は村瀬惣一さんが官製治水論を暴きます。8・9月合併号は上田武夫代表が大型猛禽類を中心とした生態系の問題を取り上げます。10月号は三浦真智さんが徳山ダム関係の「歴史」を書きます。



⑤ ダムサイト予定地にて

① ② 三百年以上にわたって村の人々を見つめ、守ってきたお地蔵さんがたたずんでいます。



③ ④ 大いに食べ、飲み、語り合い...

⑥ 四月二五日、名古屋水道労組の徳山村見学会に参加された方が描かれた素敵な絵手紙です。

